

委 託 設 計 書									
年 度	令 和 7 年 度			課 長	係 長	精 算 者	設 計 者	原 水 及 び 浄 水 費	
委 託 番 号								設 計 年 月 日	令 和 年 月 日
着 工 番 号								精 算 年 月 日	令 和 年 月 日
施 工 理 由									
施 工 箇 所	明石市大道町1丁目11－1ほか						施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 単 価 契 約 令和8年3月31日まで	
委 託 名 称	配水場・浄水場施設警備業務委託(長期継続契約)						支 払 い 方 法	前 払 金	なし
								中 間 前 払	なし
								部 分 払	11回
委 託 概 要	1 警備業務								
	(1) 機械警備及び巡回警備業務 1式								
当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円		
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円		
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円		

委託費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
業務委託費											
直接業務費											
直接人件費											
機械警備及び巡回警備業務										工種	第0001号明細表
		1			式						
直接人件費計											
直接物品費											
		1			式						
直接業務費計											
業務管理費											
		1			式						
業務原価											

委託費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
一般管理費											
		1			式						
業務価格											
消費税相当額											
		1			式						
総計											

機械警備及び巡回警備業務

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称 ・ 規格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	明石川浄水場					
		12	月			
	鳥羽浄水場					
		12	月			
	魚住浄水場					
		12	月			
	東部配水場					
		12	月			
	中部配水場					
		12	月			
	西部配水場					
		12	月			
	明石川取水場					
		12	月			
	野々池貯水池					
		12	月			夏季巡回業務含む
	亀池貯水池					
		12	月			
	合 計					
		1	式			

配水場・浄水場施設警備業務委託特記仕様書

受託者は、明石市水道局（以下、発注者という。）が指定する業務を業務委託契約書によるほか、本仕様書及び業務委託一般仕様書に基づいて実施するものとする。

1. 目的

別紙に示す「警備対象施設」について、異常を早期に発見・通報し、被害の発生及び拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、当該対象施設の保全を図り、円滑な運営に寄与することを目的とする。

2. 業務場所

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 明石川浄水場 | 明石市大道町 1 丁目 11-1 |
| (2) 鳥羽浄水場 | 明石市鳥羽 1506-1 |
| (3) 魚住浄水場 | 明石市魚住町西岡 2154-1 |
| (4) 東部配水場 | 明石市荷山 1744-1 |
| (5) 中部配水場 | 明石市大久保町大窪字戌亥谷 3081 |
| (6) 西部配水場 | 明石市大久保町西脇 795 |
| (7) 明石川取水場 | 神戸市西区持子 1 丁目 218-2 |
| (8) 野々池貯水池 | 明石市明南町 3 丁目 1-1 |
| (9) 亀池貯水池 | 明石市鳥羽字奥屋形谷 1916 |

3. 警備対象施設

別紙「警備対象施設」のとおり

4. 履行期間

履行期間は、2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までとする。ただし、本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、履行上問題がなく、発注者、受託者の双方に異存がなければ、2030（令和12）年3月31日まで履行期間を延長するものとする。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本事業に係る明石市水道局の歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除する。

5. 警備対象時間

- (1) 機械警備は終日利用可能な状態とすること。
- (2) 警備対象時間とは、原則として警備装置を開始（セット時）した時点より警備装置のセットが解除された時点までとする。

- (3) 警備対象時間内において、個々の警備対象施設が無人の状態にある施設を対象とする。ただし、鳥羽浄水場及び魚住浄水場は 24 時間常駐監視しているので、警備装置をセットした状態で警報発報時は、各浄水場へ電話連絡し状況確認を行った後に、巡回が必要であると判断した場合に限り現場確認を行うものとする。
- (4) 巡回警備を実施する施設については、別紙を参照とすること。巡回警備を実施する施設については、当日の 19 時 30 分から翌日 8 時 55 分まで（夜間という）とし、巡回回数は 1 日 1 回以上とする。また、明石川浄水場に関しては、土曜日、日曜日、祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 8 時 55 分から 17 時 40 分まで（昼間という）についても 1 日 1 回以上、巡回すること。
- (注) 休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。

6. 業務体制に関する事項

- (1) 受託者は、次の者を選任し書面により発注者に通知すること。
- ① 業務責任者
警備業務を統括するにふさわしい経験等を有する者。
 - ② 機械警備業務従事者
警備業務について、十分な訓練を受け、かつ責任感が強く、誠実で健康であり、機敏で体力がある者であること。
- (2) 警備計画書
受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制・警備員が有する資格等、必要な事項をまとめた警備計画書を作成し、発注者に提出すること。また、変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。
- (3) 警備報告書
受託者は、日々の業務終了後ただちに業務の実施内容を記載した「警備業務報告書（日報）」を発注者に提出すること（FAX 可）。
- また受託者は、毎月の業務実施状況を記載した「警備業務報告書（月報）」を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出すること。また、緊急点検など実施した場合も同様とする。
- (4) 服務規律
- ① 受託者は業務従事者に対し、警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服及び装備を着用させることとし、その経費については、受託者の負担とする。
 - ② 受託者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第 3 者に漏らしてはならない。このことは、契約期間の終了後・解除後も同様とする。
 - ③ 受託者は、発注者に対し届出を行った警備員であっても、発注者から業務遂行に不適と判断された者について、発注者と協議のうえ速やかに交代を行うものとする。

7. 業務内容

本業務は、警備対象施設において起こりうる火災・破壊行為等の発生を警戒・予防することを目的とし、機械（電子機器感知装置）警備により不審者の侵入・盗難及び火災等の監視警戒を行うものとする。

(1) 機械設備

- ① 発注者が各施設敷地内周囲に設置している屋外赤外線センサーは、明石川浄水場・明石川取水場・東部配水場・西部配水場・野々池貯水池・亀池貯水池の6施設である。鳥羽浄水場・魚住浄水場・中部配水場においては、屋外赤外線センサーが設置されていないため、受託者設置とする。また、既設屋外赤外線センサーの撤去作業も本業務に含むものとする。
- ② 亀池貯水池に関しては、電話回線がないため、受託者が監視できる方法（無線通信等）で警備すること。
- ③ 火災報知器については、明石川浄水場・東部配水場・西部配水場の3施設については、既設設備の回路と連動した監視を行うこと。その他の施設については、受託者が火災報知機を設置すること。
- ④ 機器に故障等異常が発生した場合は、早急に機器等の点検を行うとともに、復旧措置を講ずること。

なお、発注者の都合による警報装置の移設・撤去・取替等はこの限りではない。

(2) 機械警備業務に係る設備工事

- ① 機械警備業務の契約締結後の履行開始に係る機材、設置工事、その他付帯する工事等は、警備業務履行前までに受託者が行う。機器類（配線を含む。以下同じ。）については、発注者の指定した個数、場所のとおり設置するものとする。なお、設置工事後は速やかに、発注者に機器設置完了届出書を提出し、発注者の担当職員の立会いのもと、機器類の設置確認及び動作確認を受け、検査員の確認検査を受けてから機械警備業務を開始すること。
- ② 機械警備業務の終了に係る取り外し工事、その他付帯する工事等は警備業務実施期間終了後、履行期間内に受託者が行う。
- ③ 機械警備業務を履行するにあたっては、前受託者と協議、連携を行い機械警備業務の実施を円滑に引き継げるように努めること。

(3) 機械警備業務に係る経費

- ① 機械警備業務の契約締結後の業務開始に係る機材、設置工事、その他付帯する経費等は受託者の負担とする。
- ② 機械警備業務の終了に係る取り外し工事、その他付帯する経費等は受託者の負担とする。
- ③ 通信回線については、各施設に既存のNTT回線を使用することができる。また、それにかかる基本使用料、通話料については発注者の負担とする。ただし、既存回

線で不足し、別途回線を用意する場合、開設にかかる工事費、基本使用料及び、通話料については、受託者の負担とする。

- ④ 機械警備機器に使用する電源は、発注者の負担とする。
- ⑤ 発注者の仕様変更による工事が発生した場合は、原則、費用は発注者の負担とするが、費用の金額については発注者と受託者との協議により決定する。（誠実に協議に応じること。）
- ⑥ 発注者が鍵（カード、スティック等）を紛失した場合は、その費用を発注者の負担とし、それ以外の費用は受託者の負担とする。

(4) 巡回警備内容

- ① 巡回警備員は、制服制帽を着用し、身分証明書を常時携帯する。
- ② 巡回の都度、巡回結果を巡回警備報告書に記載し、異常があった場合は、特にその状況を具体的に記載するものとする。

巡回箇所については、対象施設の外周及び明石川浄水場施設内（巡回時間30分程度）とする。明石川浄水場内の巡回重点箇所は、図面のとおり。

- ③ 本委託の対象となる施設は稼動中であるため、業務遂行にあたっては、稼動に支障をきたさないようすること。

(5) 特別巡回警備

野々池貯水池については、5月連休中及び、夏休み期間中（内12日間）の23時から翌日5時において、貯水池外周の巡回を2回以上実施する。

(6) その他

- ① 受託者は、センサー等の異常感知による発報後、緊急出動（事件発生による発報、誤報に関わらず）を行い、現場で必要な措置を講じた後、発注者に連絡すること。
- ② 火災、爆発、人身事故等の人為災害、地震、台風等の自然災害、その他緊急危機事態が発生したときは、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署、消防署、発注者に報告する。
- ③ この仕様書に記載のない事項の軽微な業務については、発注者と協議のうえ実施する。

8. 即応体制

本業務の受託者は、常に要員を確保し、勤務中の傷害、その他事故時には速やかに応じ得る態勢を整えておき、必要あるときは本部より緊急応援等を行い、警備体制を強化すること。

9. 警備機器等の鍵他

- (1) 発注者等が行う、警備機器等の作動開始及び作動解除に必要な鍵（カード、スティック等）は、警備対象施設ごとに10個用意するものとする。

- (2) 個々の警備対象施設の異常事態発生時において、受託者が行う警備実施に必要な合鍵（各警備対象施設の出入口の鍵をいう。）については、契約締結後に受託者に預託するものとする。
- (3) 発注者及び受託者は、鍵等又は合鍵をそれぞれが厳重に取扱い保管するものとする。
なお、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は受託者に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。

10. 委託料の支払方法

委託料は、12分の1を月毎に支払うものとし、1円未満の端数がある時は、最終の請求時に加算するものとする。

受託者は毎月末に当該月分の委託料を、発注者が指示する方法によって請求し、発注者は、受託者から適正な請求を受けた時は、警備業務の実施を確認の後、30日以内に支払うものとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者・受託者双方において十分協議のうえ決定するものとし、重要な事項については文書により双方協議するものとする。

また、警備方法等について、本業務内容より効率的な提案があれば、別途協議を行う。

警備対象施設に設置する機器

No.	警備対象施設	設置場所	受注者が設置する装置	巡回の有無
1	明石川浄水場	2階管理室	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー	○
2	鳥羽浄水場	1階管理室	受信機・セット解除ボックス・ 屋外センサー・火災報知器	×
3	魚住浄水場	2階管理室	受信機・セット解除ボックス・ 屋外センサー・火災報知器	×
4	東部配水場	配水塔3階 電気室	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー	○
5	中部配水場	敷地内周囲	屋外センサー	○
		管理室	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー・火災報知器	
		ポンプ室	建屋内センサー	
		配水塔	建屋内センサー	
		PC1号階段入口	建屋内センサー	
		PC2号階段入口	建屋内センサー	
		緊急遮断弁室	建屋内センサー	
6	西部配水場	監理室	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー・火災報知器	○
7	明石川取水場	受変電設備盤内 (レメーター盤内)	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー・火災報知器	○
8	野々池貯水池 (南ポンプ場)	2階事務所	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー・火災報知器	○
9	亀池貯水池 (西ポンプ場)	事務室	受信機・セット解除ボックス・ 建屋内センサー・火災報知器	○

※受信機、セット解除ボックス、建屋内センサー等、機械警備一式は受託者設置とする。
受信機、セット解除ボックスについては、施設入口付近に設置すること。

業務委託一般仕様書

1 本仕様書は、明石市水道局が委託する業務委託に適用する。

2 委託概要

- (1) 委託名： 特記仕様書による。
- (2) 委託場所： 明石市 水道局

3 計画協議

- (1) 業務の履行に当たって実施する計画協議は業務着手前に必ず行うものとする。

4 業務計画書の提出

- (1) 業務の履行に当たり、業務計画書を提出しなければならない。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。
- (2) 業務計画書には、業務体制・作業計画・連絡体制等を記載し、契約締結後 1 週間以内に提出すること。
- (3) 業務計画書の内容が追加変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

5 一般事項

- (1) 法令、条例等の遵守；本委託に関係する法令、条例等はこれを遵守し、必要な届け出、手続き等は予め本市係員と協議の上、受託者がこれを代行するものとし、その費用は受託者が負担する。
- (2) 疑義；本仕様書・設計について、また業務委託実施中に疑義が生じた場合は本市係員と協議し、その指示に従うこと。

6 業務管理

- (1) 業務委託遂行中は現場代理人及び業務責任者は常に委託現場に常駐し、本市係員の指示を受け、現場作業員等の指導等業務委託に関する一切の事項を処理すること。
- (2) 本業務委託進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の配置等をおこなうこと。

7 損傷部補修

- (1) 本業務委託遂行に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意するとともに若し、損傷した場合は本市係員の指示に従い、同程度以上の資材等をもって速やかに原形復旧をすること。

8 災害防止

- (1) 本業務委託遂行にあたっては、現場作業員等の安全災害防止対策に安全を期するほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に従うこと。
- (2) 交通整理等保安要員の配置については、本市係員の指示により安全対策を行うこと。

9 提出書類

- (1) 受託者は、下記の書類等を契約締結後 1 週間以内に提出すること。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。

① 着手届	1 部	A 4 版
② 工程表	1 部	A 4 版
③ 内訳書	1 部	A 4 版
④ 現場代理人届及業務責任者届	1 部	A 4 版
⑤ 経歴書	1 部	A 4 版
⑥ 有資格一覧表	1 部	A 4 版

(2) 全委託業務完了後、下記の書類等を提出すること。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。

- | | | |
|----------------|-----|----------------------------|
| ① 報告書 | 2 部 | A 4 版（通常点検時 1 部、最終報告時 1 部） |
| ② 写真（又はカラーコピー） | 1 部 | A 4 版（最終報告時） |
| ③ カラーコピー | 1 部 | A 4 版（通常点検時） |
| ④ 完了届 | 1 部 | A 4 版 |
| ⑤ 機器別保全費報告書 | 1 部 | 本市指定様式 |

※ 上記提出写真（又はカラーコピー）は担当者と協議の上、決定のこと。

※ 機器別保全費報告書については、本業務において点検・補修を実施する全ての機器に対して、その費用（諸経費含む）を算出し、提出すること。

10 産業廃棄物処理

- (1) 本委託業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に關しては、引き取り業者の兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、兵庫県産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の処分に關し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から 90 日以内、もしくは当該年度 3 月 31 日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。
- (5) 潤滑油脂・薬品等の処理に際し、製品安全データシート「MSDS」を提出すること。

11 その他

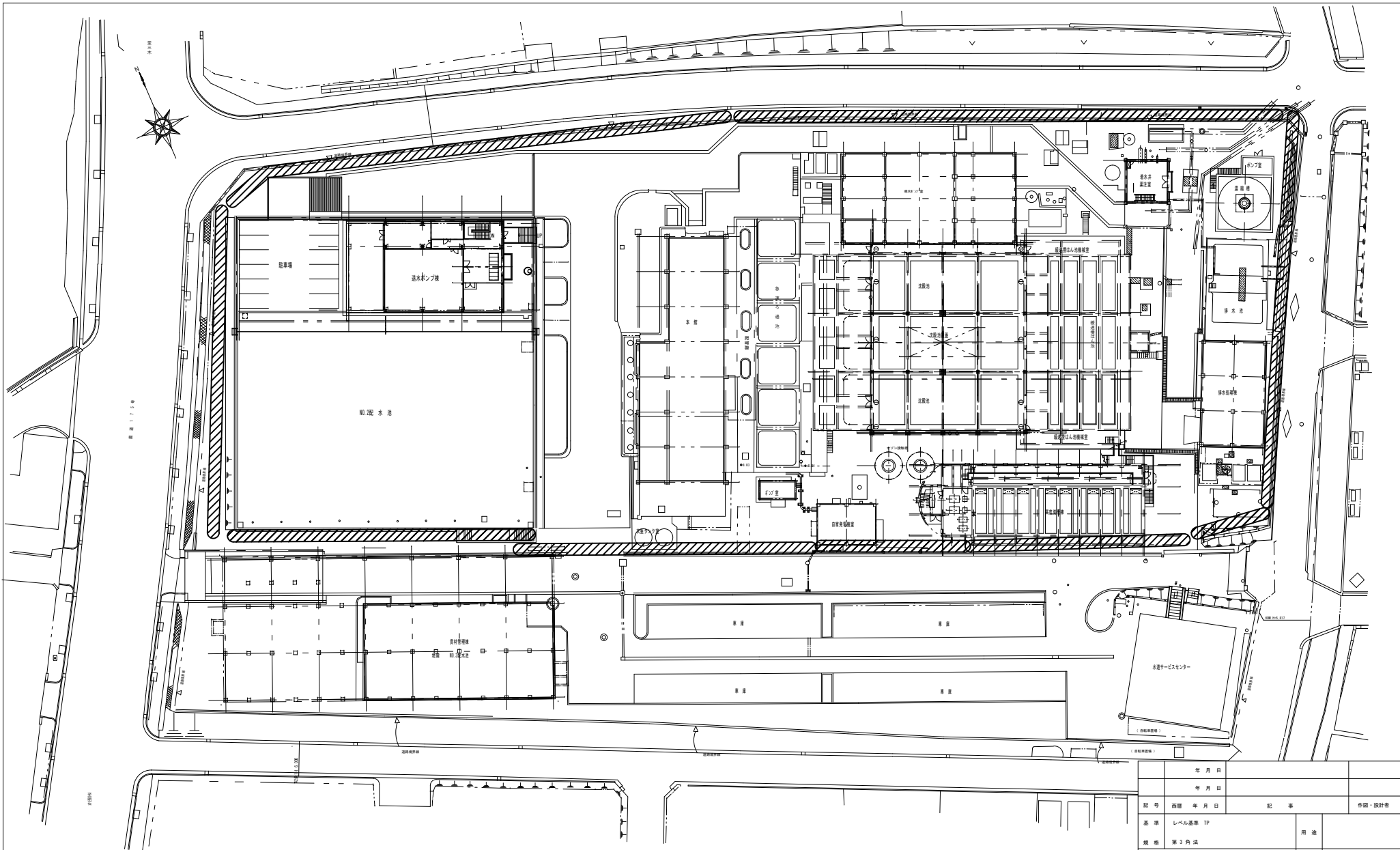
- (1) 本業務委託に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
 - (2) 本業務委託完了に際し、本市係員の指示に従い、整理整頓・跡片付け等の清掃をおこなうこと。
 - (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- ※ 平成 13(2001)年 3 月 5 日付け 明環政号外による。

以上のとおり本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務委託の性質上必要と思われるものについては、設計図書に明示されていない事項であっても、契約金額の範囲内に限り受託者はその責任において遂行しなければならない。

(4) 報告書等のフォームについては、原則下記のとおりとするが、本市係員が必要でないと認めた場合はこの
かぎりでない。

※ 原則、黒表紙金文字（止め金具はワンタッチタイプ）とするが、ファイル色については担当者と協議
のこと。

背表紙	表紙
令和□□□年度 ○ ○ 委 託 報 告 書 受託業者名	令和□□□年度 ○○委託 報告書 受託業者名



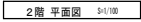
明石川浄水場



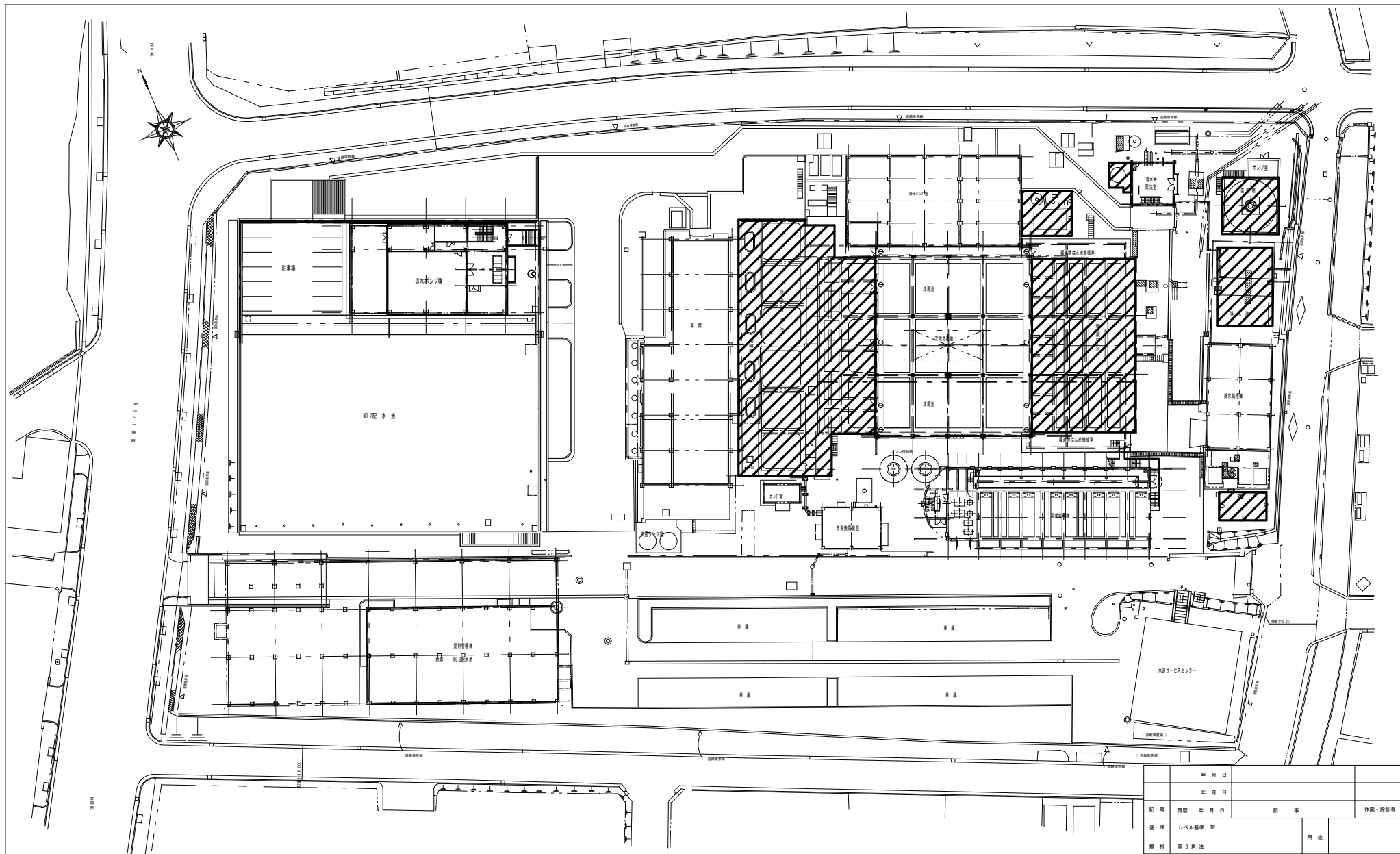
警備範囲を示す

①-1

年月日			
年月日			
記号	西暦 年月日	記 事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	船務区	
図面名称		場 所	明石川浄水場
		施設	共通
図面番号	1 /	設置	
縮尺	mm	工 種	プラント機械
製図管理		監 理	水 通 局
明石市水道局 施設図面		TEL 079-912-1111	



①-2



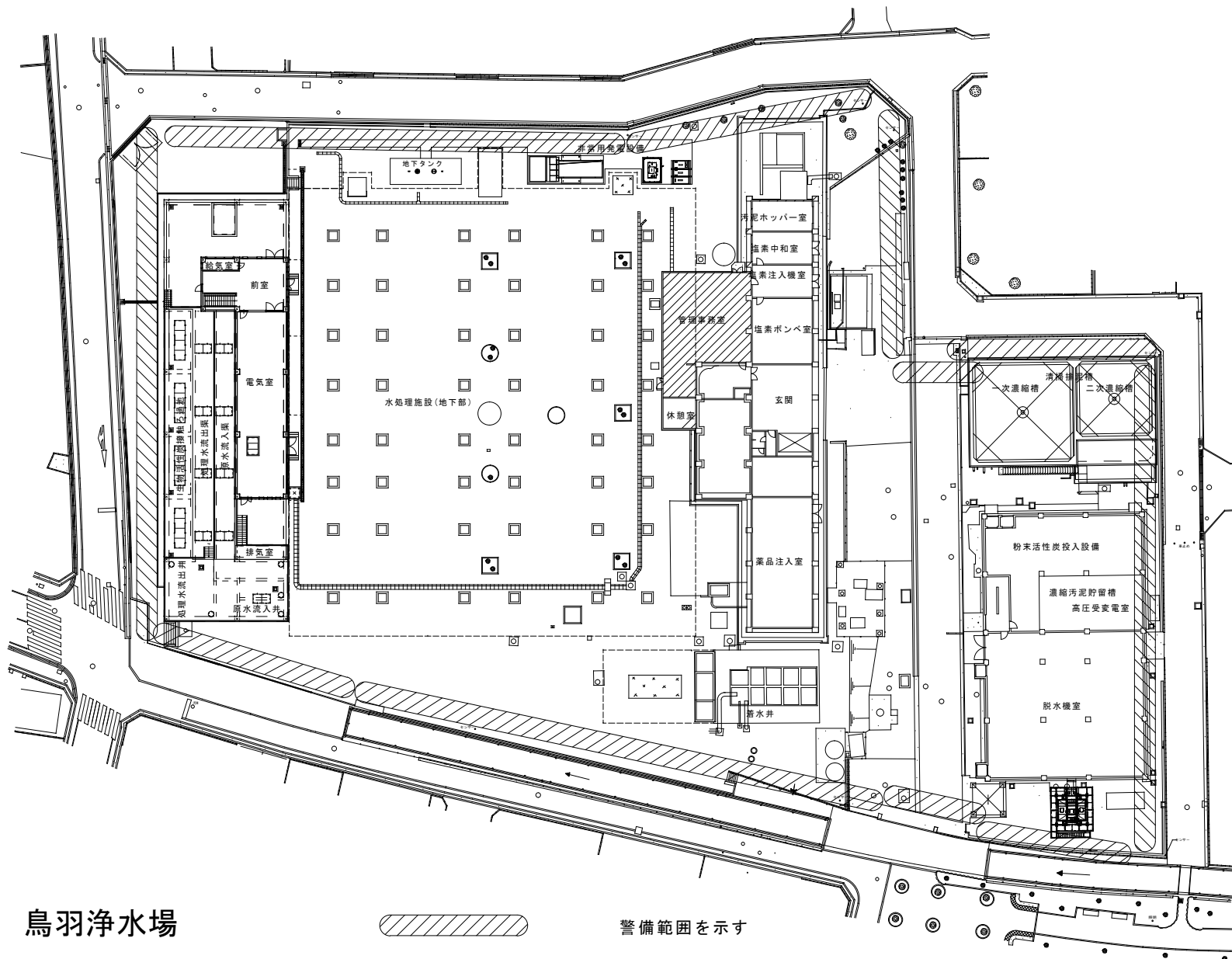
明石川浄水場



巡回重点箇所

①-3

	年月日		
	年月日		
記号	西暦 年月日	記 事	作成・設計者
基準	レベル基準 TP	用 途	
規格	第3角法	施設区	
図 案 名 称	一般平面図	場 所	明石川浄水場
図 面 番 号	1 /	施 設 共 通	
図 尺	non	設 置	
		工 種	プラント機械
		原図管理	水 道 局 TEL: 078-912-1111

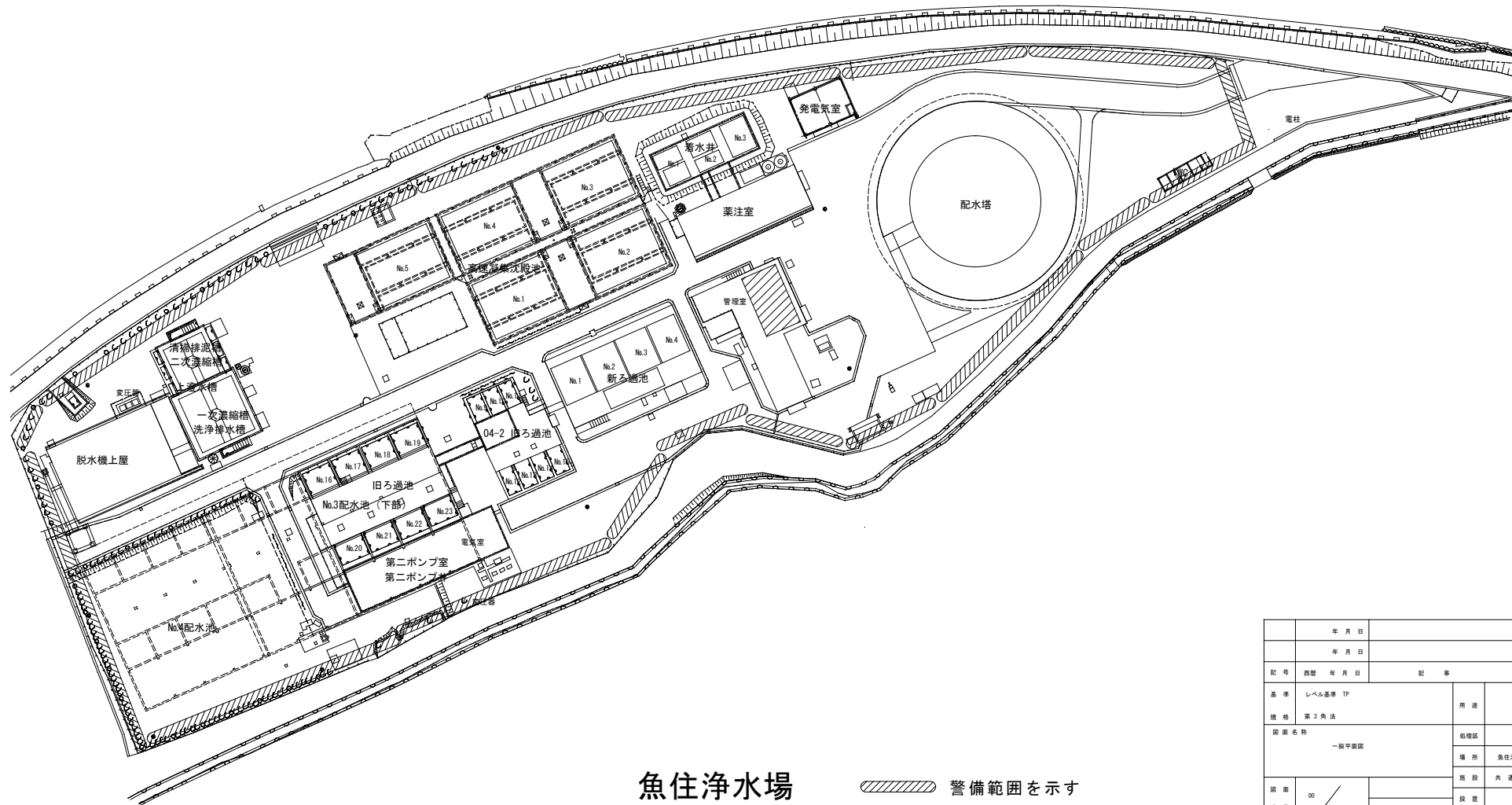


鳥羽浄水場

②

警備範囲を示す

記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T P	用途	
規格	第3角法	管轄	鳥羽浄水場
図面名称	一般平面図	場所	鳥羽浄水場
図面番号	1 /	施設	共通
縮尺	1 / 250	設備	
工種	土木・建築	原図管理	水道部
明石市水道部 施設図面		TEL 078-918-5068	

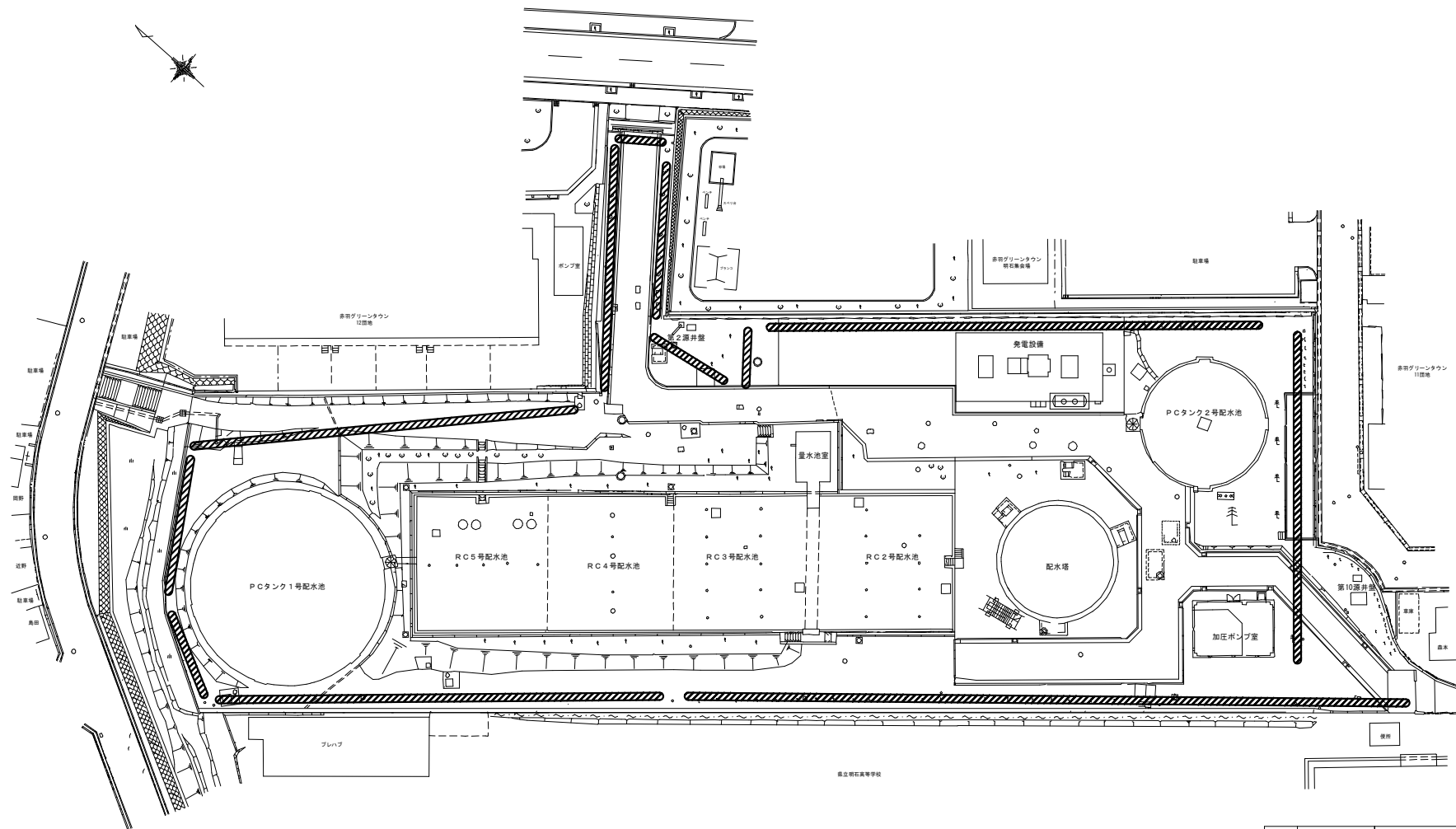


③

 警備範囲を示す

	年 月 日		
	年 月 日		
記 号	西暦 年 月 日	記 事	作図・設計者
基 準	レベル基準 TP	用 途 給排水 場 所 給排水場 近 所 共 通 設 置 工 機 土木・建築	
構 造	第 3 角 法		
図面名称	一般平断面		
図面 番号	00 /		
縮 尺	1/800		
 明石市水道部 施設課画		原図管理 水 道 部 TEL. 078-912-1111	

配水場平面図



東部配水場



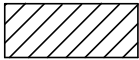
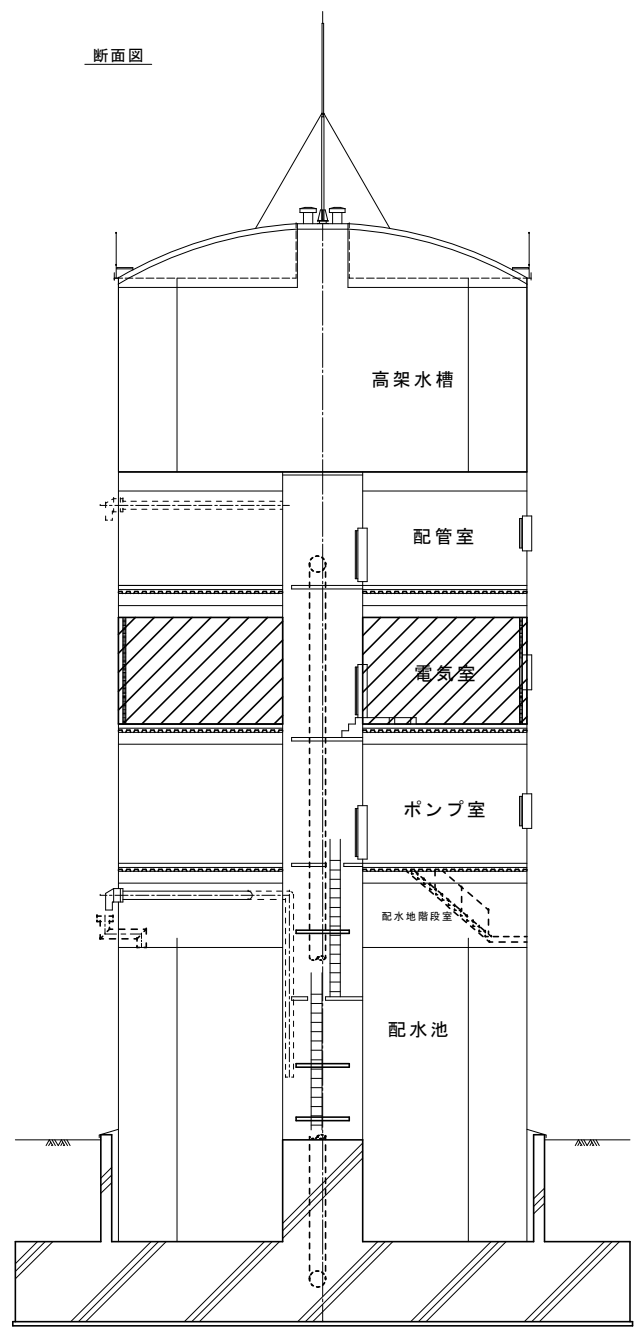
警備範囲を示す

④-1

	年 月 日		
	年 月 日		
記 号	西暦 年 月 日	記 事	作 図・設 計 者
基 準	レベル基準 T P	用 途	
規 格	第3角法	場 所	東部配水場
図面名称	配水場平面図	施 設	共通
図 面 号	/	設 備	
縮 尺	—	工 種	プラント電気
		原図管理	水 道 局
			TEL 078-912-1111



明石市水道局 施設図面

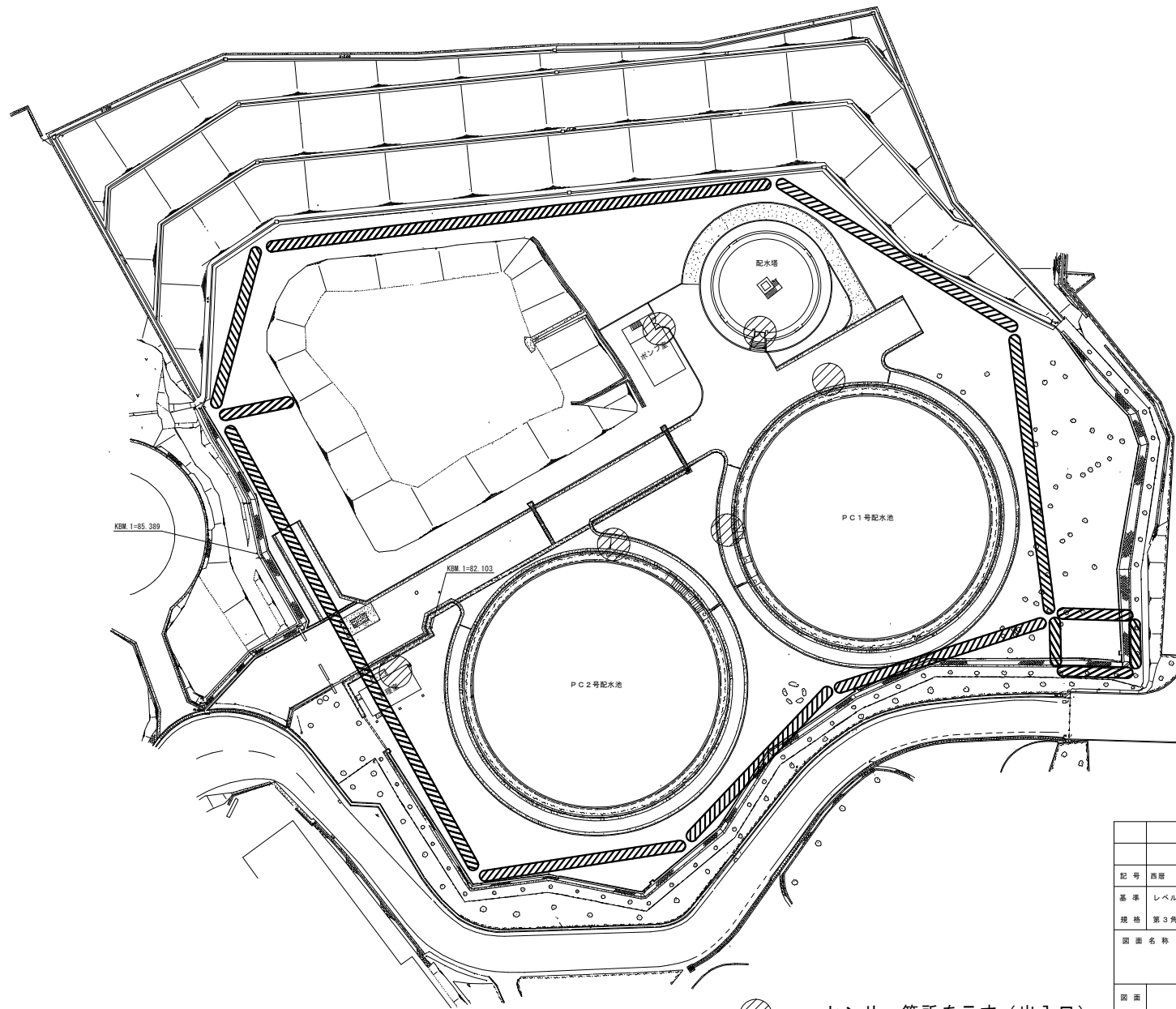


受信機等設置場所

東部配水場
配水塔

記号	年月日	記号	年月日	記号	年月日
基準	レベル基準 T P	用途			
規格	第3角法	管轄	明石川浄水場		
図面名称	配水塔構造図(その1)	場所	東部配水場		
図面番号	03/	施設	配水塔		
縮尺	1/100	設備			
		工種	土木		
		原図管理	水道局		
		明石市水道局 施設図面	水道局		
			TEL 078-918-5068		

配水場平面図



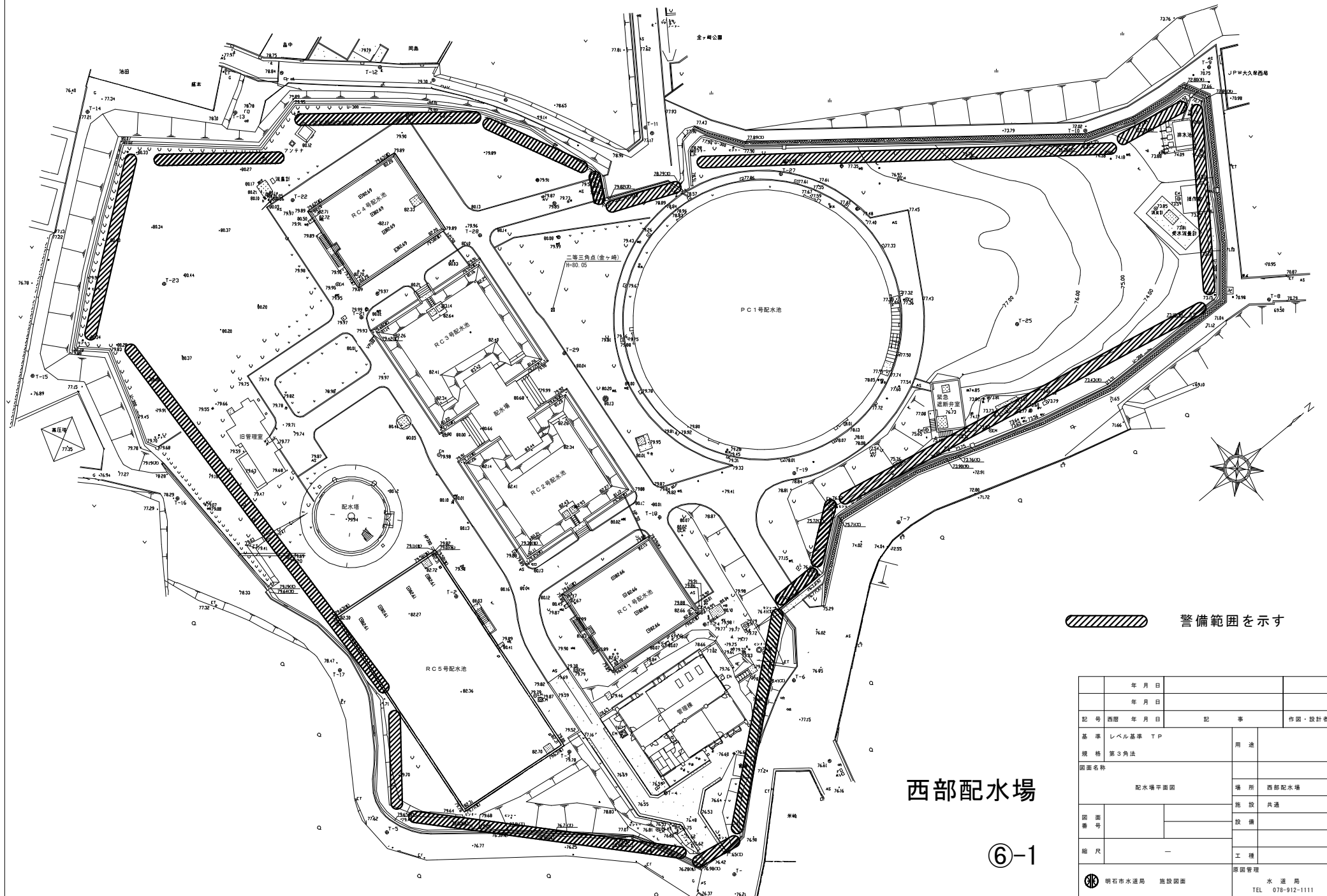
中部配水場

 センサー箇所を示す(出入口)
 警備範囲を示す

⑤

	年月日		
	年月日		
記号	西暦 年月日	記 事	作図・設計者
基 準	レベル基準 T.P	用 途	
規 格	第3角法	管 轄	鳥羽浄水場
図 面 名 称	一 般 平 面 図	場 所	中部配水場
		施 設 共 通	
図 面 番 号	/	設 備	
縮 尺	S = 1 / 4 0 0	工 程	
 明石市水道局 施設図面		原 図 管 理	水 道 局
			TEL 078-918-5068

配水場平面図



 警備範囲を示す

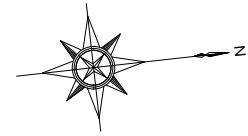
西部配水場

⑥-1

	年月日		
	年月日		
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T.P	用途	
規模	第3角法	場所	西部配水場
図面名称	配水場平面図	施設	共通
図面号		設備	
縮尺	—	工種	
		原図管理	水道局
			TEL 078-912-1111



明石市水道局 施設図面



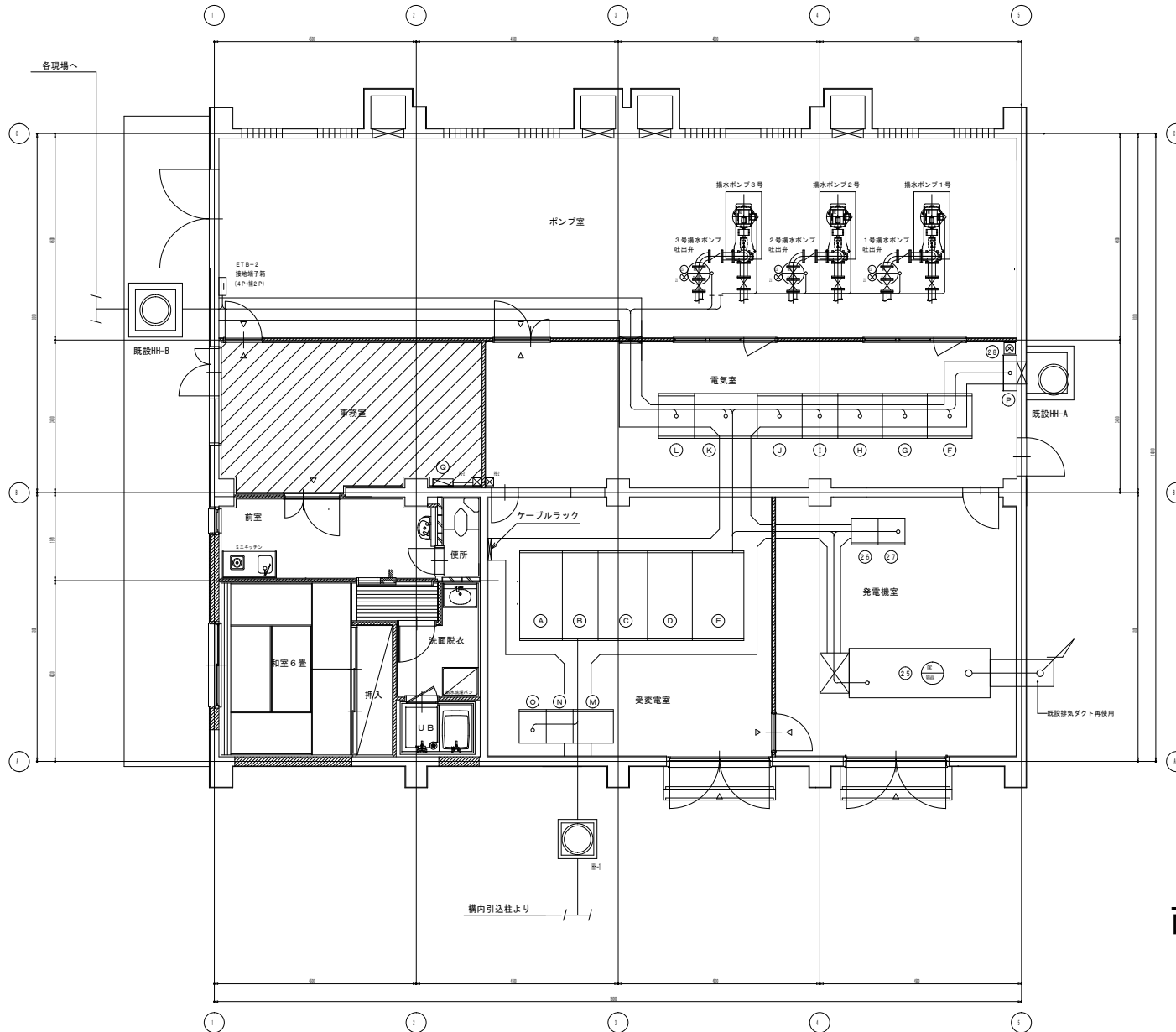
管理機配置配線図

番 号	記 号	名 称	寸 法	備 考
(A)	HP1	引込壁	950W x 2000D x 2350H	
(B)	HP2	受電壁	800W x 2000D x 2350H	
(C)	HP3	動力変圧器壁	1100W x 2000D x 2350H	
(D)	HP4	動力分岐壁	1000W x 2000D x 2350H	
(E)	HP5	電灯壁	1150W x 2000D x 2350H	
(F)	CP1	排水ポンプ1号壁	1000W x 1000D x 2350H	
(G)	CP2	排水ポンプ2号壁	1000W x 1000D x 2350H	
(H)	CP3	排水ポンプ3号壁	1000W x 1000D x 2350H	
(I)	LP1	排水ポンプ制御壁	800W x 1000D x 2350H	
(J)	CP4	電動弁制御壁	1300W x 1000D x 2350H	
(K)	GP1	統括監視壁	1400W x 1000D x 2350H	
(L)	GP2	伝送制御壁	800W x 1000D x 2350H	
(M)	CVCF3	蓄電池壁	900W x 750D x 1750H	
(N)	CVCF2	無停電電源装置壁	600W x 750D x 1750H	
(O)	CVCF1	入出力壁	600W x 750D x 1750H	
(P)	TB1	中継端子壁	800W x 350D x 1750H	
(Q)	LM-A	管理室分電壁		(建築電気工事)
(E3)	GAC	自家発電装置	98kVA	(移設)
(E3)	DC1	直流電源装置(1)	600W x 600D x 1770H	(移設)
(E3)	DC2	直流電源装置(2)	600W x 600D x 1770H	(移設)
(E3)		地震感知器		(移設)

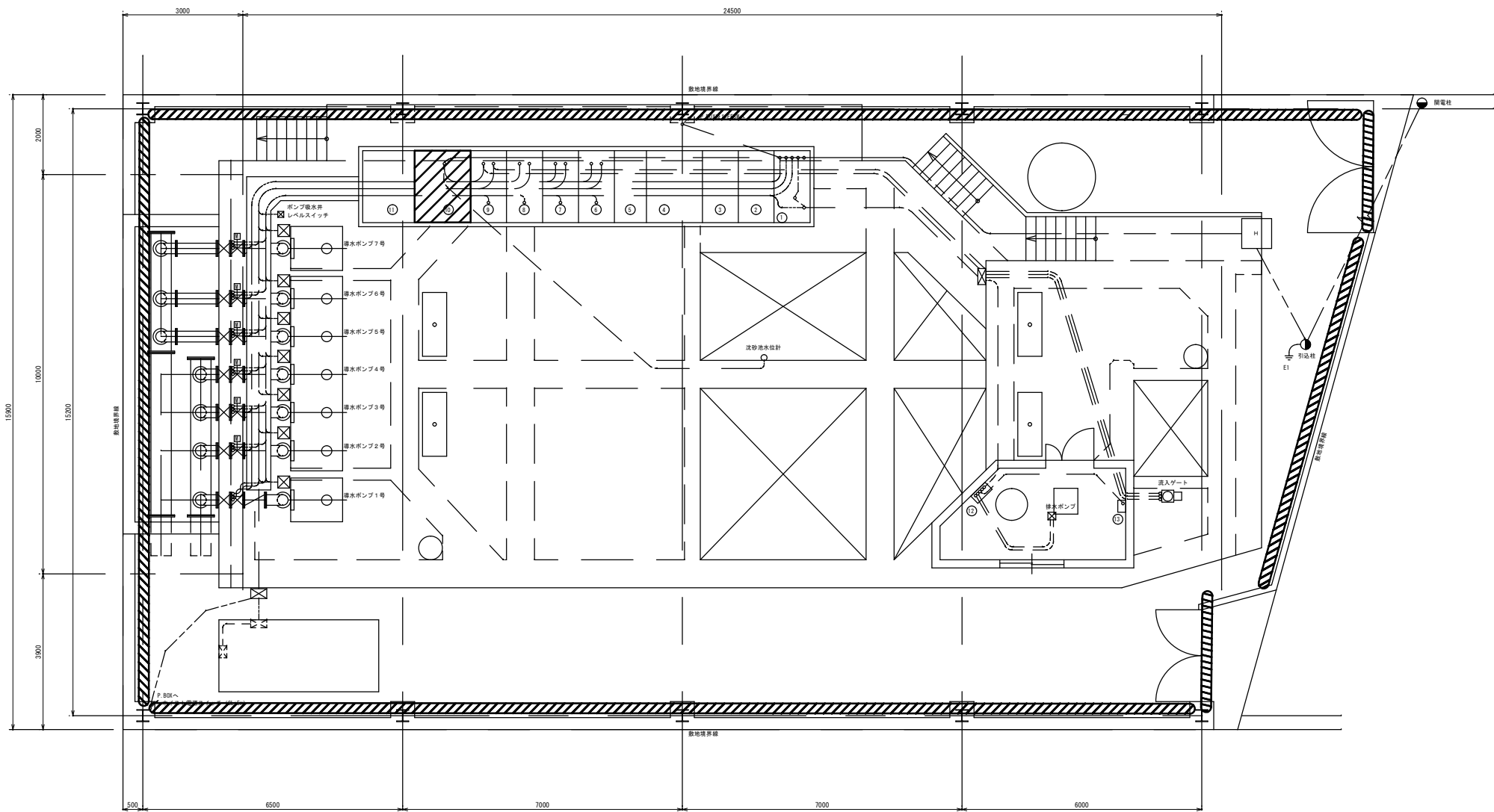
西部配水場



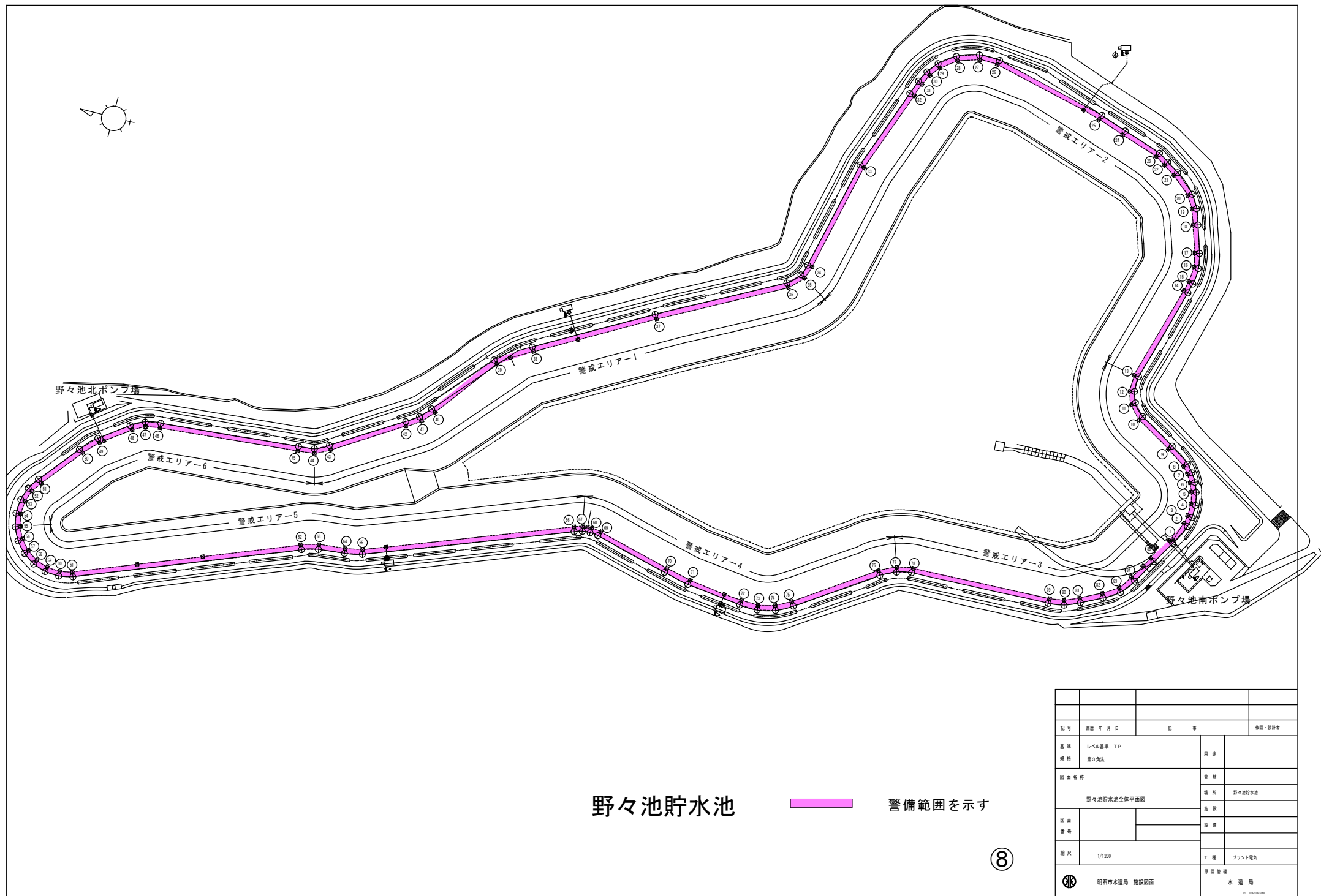
受信機等設置場所



平面詳細図 3/3



明石川取水場



野々池貯水池



警備範囲を示す

⑧

記号	西暦 年 月 日	記 事	作成・設計者	
基準 規格	レベル基準 T P 第3角法	用 途		
図 面 名 称		管 轄	野々池貯水池	
図 面 番 号		場 所	野々池貯水池	
		施 設		
		設 備		
縮 尺		工 程	プラント電気	
1/1200		原 図 管 理	水 道 局	
		明石市水道局 施設図面	水 道 局	
			昭 和 三 十 三 年 三 月 三 十 日	

